

一部事務組合下北医療センター議会第30回臨時会会議録

議事日程

令和2年11月26日（木曜日）午後3時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第10号 一部事務組合下北医療センター経営移譲選定委員会条例

（2）議案第11号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例

（3）議案第12号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（4）議案第13号 令和2年度一部事務組合下北医療センター補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1 番	工 藤 祥 子	1 0 番	岩 泉 盛 利
2 番	村 中 浩 明	1 1 番	渡 部 英 夫
3 番	濱 田 栄 子	1 2 番	奥 島 貞 一
4 番	富 岡 幸 夫	1 3 番	飯 田 さつき
6 番	原 田 敏 匡	1 4 番	蛸 島 巨
7 番	浅 利 竹 二 郎	1 5 番	太 田 直 樹
8 番	住 吉 年 広	1 6 番	竹 内 典 和
9 番	正 根 秋 雄		

欠席議員（1人）

5 番	佐 賀 英 生
-----	---------

出席説明員

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	院 長 局 幹	岩 瀬 圭 吾
代 表 副 管 理 者	金 澤 満 春	合 政 事 務 主	
副 管 理 者	富 岡 宏 美	合 政 課 長	高 橋 康 強
東 通 村 副 村 長	林 春 美	合 政 課 長	吉 内 栄 光
佐 井 村 副 村 長	田 名 部 二 郎	合 政 課 長	佐 藤 信 彦
代 表 参 事	川 西 伸 二 人	大 間 病 院 事 務 長	徳 田 勝
代 表 監 査 委 員	齊 藤 秀 人	国 民 健 康 保 険 所 長	角 谷 純 一 郎
むつ総合病院院長	橋 爪 正 厚	国 民 健 康 保 険 所 長	宮 古 速 雄
事業本部事務局長	光 野 義 厚	国 民 健 康 保 険 所 長	三 國 正 人
事業本部事務局長	松 山 勝	国 民 健 康 保 険 所 長	山 本 尚 樹
事業本部事務局長	千 代 谷 賀 士 子	国 民 健 康 保 険 所 長	田 中 宏 司
むつ総合病院院長	甲 田 久 美 子	国 民 健 康 保 険 所 長	
むつ総合病院院長	徳 田 暁 子	東 通 地 区 診 療 所 長	
むつ総合病院院長	澁 田 剛	佐 井 地 区 診 療 所 長	
むつ総合病院次長		監 査 委 員 長	

出席事務局職員

事務局本係部長
事務局本主部查
事務局本主部主任

高 田 耕 次
鎌 田 真 宣
今 雅 行

事務局本部主任
事務局本主部主任

三 浦 達 朗
伴 翔 太

◎開会及び開議の宣告

午後 3時00分 開会・開議

○議長（濱田栄子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第30回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田栄子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、4番富岡幸夫議員及び15番太田直樹議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（濱田栄子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（濱田栄子） 次は、日程第3 行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。

○管理者（宮下宗一郎） 本日は、2点ご報告がご

ざいます。1点目は、新型コロナウイルス感染症に係る下北医療センターの対応について、2点目は川内、脇野沢診療所の歯科診療についてであります。これら2報告は、令和2年9月29日開会の第135回定例会において行った行政報告以降の対応についてご報告いたします。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染症に係る下北医療センターの対応についてであります。が、むつ総合病院の新型感染症外来は、敷地の北側にプレハブ建屋を設置し、運用しておりますが、今後発熱外来と名称を変更するほか、風や雪による寒さを避けるためのテントを増設するなど、受診環境の改善に努めることとしております。

また、むつ総合病院では、PCR検査機器と抗原定量検査機器を年内に購入し、その後、担当者には検体からの感染防止をはじめとした操作方法等を習得させ、抗原定量検査は年内、PCR検査は来年1月中の運用を目指しております。

現在国内外では、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、今後当地域が積雪寒冷期に入ること、季節性のインフルエンザも流行することが想定され、これらの感染症が同時に流行し、発熱、せき、喉や関節の痛みの症状を訴える方が増加することで、医療現場の混乱が懸念されております。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、その他の疾病など、診断が困難な事態に備え、むつ総合病院では必要な感染対策を講じた上で、インフルエンザと新型コロナウイルスの検査が同時に実施できるようにしており、大間病院、川内診療所、脇野沢診療所、東通村診療所におきましても、同様の体制を整えております。

これまで新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、保健所が運営する帰国者・接触者外来へ相談することになっておりましたが、12月からは新型コロナウイルス感染症かどうかにかかわら

ず、発熱、せきなどの症状のある場合は、かかりつけ医か近くの診療所へ受診前に必ず電話相談することになります。また、かかりつけ医がいない方は、青森県コールセンターが対応し、新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりのある方は、これまでどおり保健所が対応することになります。

医療センター内の各医療機関では、これまで以上に感染症に対する警戒を強化することとしており、様々な感染対策により、地域住民の皆様にご不便をおかけすることもあります。皆様方の生命を守るための必要な措置ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目、川内、脇野沢診療所の歯科診療についてであります。脇野沢診療所では、11月2日から弘前大学歯科口腔外科学講座のご協力をいただき、これまでの週2回を週4回に増やして診療を行っており、拡充分については、主に川内地区の皆様を対象としております。

また、川内地区から脇野沢診療所までの移動手段として、月曜日と火曜日には、むつ市の協力で無料通院バスを1日2往復運行しております。これまで川内地区から14名の方が通院しており、そのうち8名の方が通院バスを利用しております。

なお、脇野沢診療所の歯科診療拡充及び無料通院バスの運行については、川内診療所再開までの代替措置でありますので、来年3月までとなります。今後川内診療所では、医療機器、備品等を購入する予定で、今回の臨時会に補正予算案を提案しており、来年の4月の歯科診療再開に向け準備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（濱田栄子） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、行政報告の1点目、新型コロナウイルス感染症に係る下北医療センターの対応についての

報告に対し、質疑ありませんか。

6 番原田敏匡議員。

○6 番（原田敏匡） 1点だけ質疑させていただきます。文面だけ見ると、なかなか直接的なイメージが湧かないものですから、確認だけお願いいたします。

現在発熱等あったら開業医に行って、なかなか開業医のところでは受診できずに、むつ病院に回されるケースがあると思うのですが、新しい形としては、コロナにかかわらず、発熱が出た場合は直接まずむつ病院に行って受診するのではなく、取りあえずというか、かかりつけ医その他に一度連絡を入れてから、その後むつ病のほうで検査なり対応という形になるのかという部分、実際に行く場合のケースを、こういった手順を踏んでくださいというのを分かりやすくお教えしていただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

簡潔に申しますと、まず発熱した場合に、かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医に電話で相談をしていただきます。そのかかりつけ医が検査をしてくれるということであれば、そのかかりつけ医のところで検査をしていただく。かかりつけ医のほうで難しいということであれば、その方はむつ病院あるいは各診療所のほうで検査をするということになります。かかりつけ医がいない方は、これは県のコールセンターに電話をして、受診の機関を相談をして、その結果として、むつ病院なり民間のクリニックなりで受けていただくという流れになっていますので、非常に重要な論点ですので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（濱田栄子） 6 番原田敏匡議員。

○6 番（原田敏匡） 分かりました。そうすれば、すみません、もう一回確認ですけれども、直接む

つ病のほうには電話で相談することなく、まずはかかりつけ医なりコールセンターなり、もしくは保健所を通してということでもよろしいですね。確認でした。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） むつ病院がかかりつけ医の場合は、むつ病院に連絡してくればいいと、そういう整理になります。そのようにご理解ください。

○議長（濱田栄子） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

その他質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

次に、行政報告の2点目、川内、脇野沢診療所の歯科診療についての報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（濱田栄子） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第10号から議案第13号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第10号 一部事務組合下北医療センター経営移譲選定委員会条例についてですが、本案はリハビリテーション病院の経営移譲に

当たって、管理者の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うため、一部事務組合下北医療センター経営移譲選定委員会を設置するためのものであります。

次に、議案第11号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は特別理事でありますむつ総合病院長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第12号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は去る11月4日に出されました青森県人事委員会の県職員の給与等に関する勧告に鑑み、下北医療センター職員に適用される期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第13号 令和2年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、むつ総合病院、大間病院、川内診療所及び佐井地区診療所では、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用として、全自動遺伝子解析装置等の医療機器購入のため器械備品購入費等を増額するとともに、これらの財源であります県補助金を増額しております。また、むつ総合病院、大間病院、川内診療所、脇野沢診療所及び佐井地区診療所では、収益的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金を給付するため、特別損失を増額するとともに、財源であります県補助金を特別利益に計上しております。

このほか、歯科診療体制確保のため、川内診療所では、資本的収入及び支出において、歯科エックス線撮影装置システム等の医療機器購入のため器械備品購入費を増額するとともに、財源として

企業債を増額するほか、脇野沢診療所では収益的収入及び支出において、歯科外来の診療日が週2回から週4回に変更となることに伴い、外来収益、給与費及び経費を増額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が129億1,186万9,000円、支出が128億9,115万3,000円となり、また補正後の資本的収支の予定額は、収入が12億4,696万8,000円、支出が16億6,688万8,000円となり、収入額が支出額に対し不足する額4億1,992万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱田栄子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで、議案熟考のため休憩する予定でしたが、議員の皆様には事前に資料を配付しておりますので、議案熟考を設けず、会議を続けたいと思っておりますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。それでは、会議を続けます。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（濱田栄子） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第10号

○議長（濱田栄子） まず、議案第10号 一部事務

組合下北医療センター経営移譲選定委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 議案第10号について3点質問いたします。

この条例は、経営移譲を前提とした委員会なのかどうか。

2つ目は、職員、利用者等の地域代表の委員がないのはなぜか。

3点目、必要な調査及び審議は、どのように行うのかお答えください。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（光野義厚） 工藤祥子議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、経営移譲を前提とした委員会なのかということですが、9月の定例会の行政報告で申し上げましたとおり、むつりハビリテーション病院については、医師確保の困難等から令和2年9月18日、医療センター庁議において経営移譲による存続方針を決定し、今臨時会に経営移譲選定委員会条例を提案するというものです。

次に、2点目、職員、利用者等の地域代表の委員がないのはなぜかというご質問ですが、移譲先の選定に当たっては、応募団体が考える病院とはどのようなものか、下北地域にとって必要な医療をどのように提供し、入院、外来、それに付随する医療をどう構築するのか。職員体制、機器整備計画、収支計画、研修体制などを具体的に提案していただきます。この提案を各委員が採点し、集計結果が候補者選定に直結するため、医療に関する知識を強く求められ、主に医療関係団体から委員選任を行うものです。ただし、地域の声を反映する必要もありますため、9号委員として地域住民の代表者を選任する予定としております。

次に、3点目、必要な調査及び審議はどのよう

に行うのかにつきましては、選定委員会は大きく2つの審議を行います。1つは、公募前に応募者から提案いただくべき項目を審議いただくこと、2つ目として公募の提案内容、プレゼンテーション、ヒアリングに基づき、移譲候補者決定に係る審議を行います。

以上でございます。

○議長（濱田栄子） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 庁議で決められたという今答弁がありました。私としては、なぜこういうことを聞いたかといいますと、合併前の川内町の例ですけれども、病院から診療所への移行の提案が出されたときに検討会が設置され、8回ほどの会議が開かれ、その検討会議の中でも採決ということで運営がなされました。また、川内町議会の中でも2回ほど採決を採っています。採決はされないという経営移譲選定委員会という理解で私お聞きいたしました。が、庁議はどのようなメンバーなのでしょうか。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（光野義厚） 庁議に関する規定がございまして、庁議は管理者が主催し、副管理者、本部長、代表参事、むつ総合病院長、事業本部事務局長が庁議のメンバーというふうになっております。

管理者というのは、むつ市長です。副管理者というのは、各町村の大間町長、東通村長、風間浦村長、佐井村長というふうになります。あとは、代表参事はむつ市川西副市長、それからむつ総合病院長ということになります。

以上でございます。

○議長（濱田栄子） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 医療センター議会での採決がされないままに進められるということに対しては、私は川内町の例を聞いても、ちょっと違和感を感じます。川内中央公民館では、宮下順一郎市

長が来ての住民説明会も開きました。このような決め方で大事なむつりハの民間移譲がなされているのかということについては、疑問を持ちますが、まず利用者等地域の声も聞くということの回答がありました。また、専門的な知識が必要だということで、この検討委員会の中には、なかなか住民を多数入れるということは、あまり積極的ではないような答弁もありましたけれども、また利用者の人たちの声はまた違う角度からの声があるので、私はもっと積極的に入れてほしい、このようなことを要望いたします。

何回ほどの会議を開く予定なのかということもお聞きいたします。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 誤解されているような質問ですので、申し上げますけれども、今回の移譲に当たっては、当然廃止という条例案の提案がこの後に来ますので、そちらは今回医療センターの議会のほうで採決をいただくという流れになってございます。そのときに十分に移譲するに当たって、ふさわしい団体かどうか等も含めて皆さんと議論を深めてまいりたいと考えてございます。

これから委員会を何回開くかということについては、必要な回数開かせていただきますので、現時点で何回ということは申し上げられない状況にございます。

以上です。

○議長（濱田栄子） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。

1 番工藤祥子議員。

○1 番（工藤祥子） 議案第10号 一部事務組合下北医療センター経営移譲選定委員会条例について反対討論いたします。

下北医療圏の唯一の慢性期病院、むつ総合病院、介護施設等と連携を取り、ベッドの利用率も9割を超えているという公設民営の大事な病院ということでは、皆さんと同じ思いです。今公立病院はどこも苦しい中、赤字を補填しながら一部事務組合として継続してまいりました。突然の民間移譲の提案がなされ、質疑の中でこのことが既に決定済みということが今聞かれました。

一部事務組合下北医療センター規約を見れば、この組合は5市町村で組織し、医療施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するとあります。また、組合の本部長及び副本部長は、管理者が議会の同意を得てこれを選任するともあります。本部長は、組合行政の最高方針、重要施策などを審議、策定を行う庁議の中にも入っていますが、医療センター議会として全てを委任しているわけではないと考えます。医療センター議会で議論し、採決、民間移譲への方向を決めるべきです。

民間移譲により、直面している課題、医師確保、経営収支の厳しさ、建物等の老朽化等の課題が民間移譲によって解消されるような説明をしていますが、民間移譲の引受け手があるのか。また、全国で例があるように、経営破綻等で業務の継続が困難になっている。そして、撤退するという可能性もあります。経済性を優先するあまり、医療の水準の低下などのデメリットと不安は消えませんが、職員への説明が不十分、議会への説明も不十分、住民説明会もしない、このような進め方での経営移譲選定委員会条例案に反対いたします。

○議長（濱田栄子） これで工藤祥子議員の討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第10号について

は、ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者13人、起立しない者1人）

○議長（濱田栄子） 起立多数と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（濱田栄子） 次は、議案第11号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（濱田栄子） 次は、議案第12号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長(濱田栄子) 次は、議案第13号 令和2年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(濱田栄子) これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第30回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時27分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 濱 田 栄 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 富 岡 幸 夫

一部事務組合下北医療センター議会議員 太 田 直 樹